

岡山市南区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器 設置事業者募集要項

1 目的

岡山市では、市民サービスの向上に資するとともに、行政財産を活用した財源確保を目的として、岡山市南区役所庁舎内において地図情報等を掲載する情報案内機器を設置し、併せて広告事業を実施していただく事業者（以下「設置事業者」という。）を企画競争方式により募集します。

2 施設の概要

名称	岡山市南区役所庁舎
所在地	岡山市南区浦安南町4 9 5 番地 5
開庁時間	月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く） 午前8時30分から午後5時15分
閉庁日	土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
参考数値※	区内人口 165,598 人 76,836 世帯

※ 令和5年9月末 住民基本台帳人口・世帯数

3 募集内容

(1) 業務名称

岡山市南区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務

(2) 設置場所

岡山市南区浦安南町4 9 5 番地 5

岡山市南区役所庁舎 1階ホールに設置（別紙1「区役所1階図面」参照）

※施設の管理、運営上庁舎内の別の場所に移動を指示する場合があります。

(3) 業務内容

別紙2「岡山市南区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとし、協定書締結日から業務開始日（令和6年4月1日）までは、機器設置や広告主募集等に伴う準備期間とする。

4 広告について

掲載する広告については、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準を遵守するとともに、掲載前に岡山市広告審査委員会で審査を行い、承認を得たもののみ掲載するものとする。

5 応募資格

応募事業者は、次に示す一定の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及び岡山市契約規則第2条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 応募申込書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基

- 準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 岡山市暴力団排除基本条例（平成 24 年市条例第 3 号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (6) 岡山市広告掲載基準第 3 条の規定に該当する者でないこと。
 - (7) 官公庁（行政機関である国及び地方公共団体）の庁舎における広告付きの地図情報等を掲載する情報案内機器の企画、制作及び設置の実績を有していること。

6 日程

岡山市南区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務事業者募集の日程は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

項目	日程
ホームページ公告掲載（募集要項等）	令和 6 年 1 月 9 日（火）～1 月 29 日（月）
質疑書の受付	令和 6 年 1 月 9 日（火）～1 月 18 日（木）
質疑書に対する回答	令和 6 年 1 月 19 日（金）～1 月 29 日（月）
申込受付（企画提案書の提出）	令和 6 年 1 月 29 日（月）まで
プレゼンテーションの実施	令和 6 年 2 月 上旬
協議・協定書締結	令和 6 年 2 月 中旬
業務開始	令和 6 年 4 月 1 日（月）

7 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

8 募集に関する質疑の受付

募集内容に関する質疑の受付方法は、以下のとおりとする。

(1) 質疑書受付期限

令和 6 年 1 月 18 日（木） 午後 5 時 15 分まで（必着）

受付期限を過ぎた質疑書は受け付けないため注意すること。

(2) 質疑書の提出方法

質疑書（様式 7）により、ファクス又は電子メールで提出すること。收受を確認するため、送付した旨を本市担当者に電話連絡すること。（電話、口頭による質問は受け付けない。）

○ファクス番号：086-902-3540

○電子メール：minamikusoumu@city.okayama.lg.jp

(3) 回答方法

令和6年1月19日(金)に、岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)にて掲載します。

9 応募方法等

(1) 申込受付期限

令和6年1月29日(月)午後5時15分まで(必着)

(2) 申込受付場所

岡山市南区役所 総務・地域振興課(岡山市南区役所庁舎 3階)

(3) 申込方法

持参又は郵送により提出すること。

※ファクスや電子メールによる提出は受理しません。

① 持参の場合

土日祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

② 郵送の場合

一般書留、簡易書留及び配達記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

※申込受付期間を過ぎて到着したもの及び一般書留、簡易書留及び配達記録郵便以外の方法で郵送されたものは失格とする。

(4) 申込みに必要な書類

下記書類のうち、⑨企画提案書を9部、それ以外の書類は各1部提出してください。

① 岡山市南区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務申込書(様式1)

② 設置事業者の応募に係る誓約書(様式2)

③ 広告事業の実績書(様式3)

④ 商業登記簿謄本の履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のものに限る。)

⑤ 会社概要(様式は任意)

⑥ 国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることを示す証明書

(発行後3ヶ月以内のものに限る。)

⑦ 岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書(様式4)

⑧ 価格提案書(様式5)

⑨ 企画提案書(様式6)・・・(企画提案用説明資料も9部添付すること)

※企画提案書等については、「企画提案書に記載すべき内容(別紙3)」を熟知した上で作成すること。

※企画提案用説明資料については、商標及びそれらが推測できる内容は記入しないこと。

(5) 価格提案書に記入する行政財産目的外使用料

①行政財産目的外使用料は、岡山市財産条例(昭和39年市条例第27号)第2条第2項に基づき、本企画提案において最適な者として特定した者の提案した価格とする。

【参考】岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）※抜粋

（行政財産の目的外使用料）

第 2 条 行政財産の使用を許可する場合の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額を下回ってはならないものとする。

②提案価格は、行政財産目的外使用料 1 年間の価格とし、消費税及び地方消費税を含んだ額を価格提案書（様式 5）に記入すること。

③提案価格について、23,501 円/m²に南区役所庁舎 1 階ホールに設置する設置物全体の表示面積を乗じて得た額を最低価格とし、最低価格に達しない提案価格を記載した企画提案書は無効とする。

※【表示面積の考え方】

表示面積とは、設置する広告物を一方向から見たときに同時に見ることができる、表示部分の合計面積が最大となるときの最大可視面積をいう。

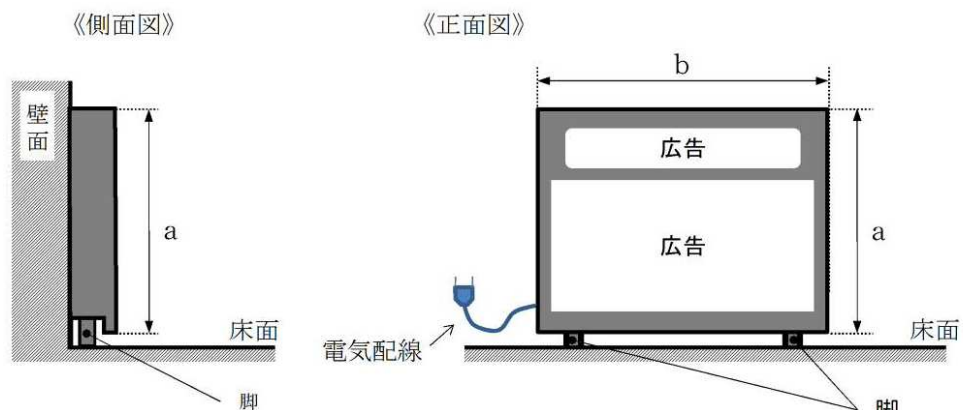
表示面積の算定は、次のとおりとする。

ア. 表示面積は、占有する当該表示面の外郭線内を単純な幾何学形状（四角形、三角形等）とみなして算定する。

イ. 表示面の縁に一体として枠等を組み込む場合は、その枠組み等も含めて算定する。

ウ. 広告媒体とする広告物の脚や固定部材、付属機器（パソコン、録画再生器など）、電気配線類は、表示面積から除く。

（例）電光掲示板などの広告物を設置する場合



④業務期間中に消費税率が引き上げられた場合、行政財産目的外使用料についても、引き上げられた消費税率に基づき算出し直した額を支払うものとする。算定は、改定前の消費税率で当該使用料を割り戻したものに、改定後の消費税率を乗じて行うものとする。

(6) その他の留意点

- ①上記の「(4) 申込みに必要な書類」提出後は修正及び加除は一切認められないため、本募集要項及び質疑に対する回答等を十分確認の上、提出すること。
- ②企画提案書用説明資料の様式は自由とし、サイズは原則 A4 サイズとする。
- ③本件の申込みに要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ④企画提案書用説明資料に、提案した設置物全体の表示面積を記載すること。

10 事業者の特定について

(1) 審査体制

岡山市南区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務最適提案者特定委員会(以下「特定委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

- ①特定委員会は、企画提案書等の提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。
- ②特定委員会は、評価基準をもとに各委員 100 点満点で採点し、その合計点により最適提案者及び次順位の提案者を特定する。
ただし、一定の評価(合計満点の 6 割)に達する提案者がいない場合は、適切な事業者(提案者)なしとし、再募集を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション時間は 1 事業者につき 15 分以内とし、その後、審査委員による質疑応答を 10 分程度行う。

(4) 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	基準点
(1)企画内容等	①設置機器の仕様	10/100
	②地図等情報案内の仕様	10/100
	③広告掲載の表示方法及び広告主選定の仕様	10/100
	④掲載情報の更新、機器の保守点検管理体制	10/100
	⑤その他提案(市民サービス向上、周囲との調和等)	5/100
(2)業務遂行能力	⑥同種業務の実績	10/100
	⑦準備作業を含む業務全体のスケジュール	5/100
	⑧問い合わせ等への対応体制及び方法	10/100
(3)行政財産目的外使用料	⑨市へ支払う行政財産目的外使用料(年額)	30/100

11 選定結果の通知

最適な提案者に対し提案書を特定したことを書面で通知し、併せて特定されなかった提案者には、その理由を書面で通知する。

12 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 申込受付期間を過ぎて申込みに必要な書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (3) 「5 応募資格」を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 正当な理由なく、応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- (6) 応募者提案の行政財産目的外使用料の額が、最低価格の額を下回っている場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、特定委員会委員長が失格であると認めた場合

13 協定書の締結等

- (1) 本市は、特定委員会で特定された最適提案者と協議し、設置事業者として適格性の審査を行った上で、提案内容を反映した協定書を締結することにより、設置事業者として正式に決定する。
- (2) 最適事業者は、特定後速やかに協定書締結にむけて本市と協議し、協力すること。
- (3) 協定書締結後は、本市の指示に基づき速やかに行政財産目的外使用許可の申請をすること。
- (4) 本市は、最適提案者と協議が整わない場合または前項の失格項目に該当した場合は、次順位の提案者と協議を行うこととする。

14 その他の留意事項

- (1) 提出書類の著作権は申込者に帰属する。ただし、岡山市が本件の報告、説明、公表等のために必要となった場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を含む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。
ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、開示の対象とならない。

15 申込受付場所及び問い合わせ先

岡山市南区役所 総務・地域振興課（岡山市南区役所庁舎 3 階）

〒702-8544 岡山市南区浦安南町 4 9 5 番地 5

電話番号：(086)902-3500（直通）

FAX 番号：(086)902-3540

電子メール：minamikusoumu@city.okayama.lg.jp